

※大分県と委任先が異なる場合のみ提出

大分県に届出している委任先と九重町の委任先が異なる場合は、この届出書の提出が必要です。(建設工事)

### 記載例

### 委任先営業所設置届

令和 8年 1月20日

申請書の日付と同一

九重町長 日野 康 志 殿

押印については省略可

所在地 福岡県福岡市〇〇〇  
商号又は名称 (株)九重町役場本社  
代表者職氏名 九 重 太 郎

下記の営業所を委任先としたいので届出します。

委任先の営業所 (〒 879 - 4895 )  
所在地 大分県玖珠郡九重町大字後野上8番地の1  
営業所の名称 九重町役場支店  
電話番号 0973 - 76 - 2111  
FAX番号 0973 - 76 - 2447  
フリガナ シテンチョウ コロノエ ジロウ  
被委任者職氏名 (職)支店長 (氏名)九重 次郎

委任先営業所の住所、名称、連絡先、被委任者の職氏名

	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	ほ	い	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
委任先営業所が、業法上の許可を受けている業種	2	2	2	2	1	2	2	1	2	2	1	1	2	2	2	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
申請業種(申請は、委任先が許可を受けている業種の範囲内とする。)	<input checked="" type="checkbox"/>																												

【一般】→ 1記入  
一般建設業許可〔下請金額が4,000万円未満(建築6,000万円未満)〕  
【特定】→ 2記入  
特定建設業許可〔下請金額が4,000万円以上(建築6,000万円以上)〕

申請業種について記入(☑)  
業種は下記のとおり  
【土】土木・【建】建築・【大】大工・【左】左官・【と】とび・土工・コンクリート・【石】石工・【屋】屋根・【電】電気・【管】管工事・【夕】タイル・れんが・ブロック・【鋼】鋼構造物・【筋】鉄筋・【ほ】舗装・【しゅ】しゅんせつ・【板】板金・【ガ】ガラス・【塗】塗装・【防】防水・【内】内装・【機】機械器具・【絶】絶縁・【通】電気通信・【園】造園・【井】さく井・【具】建具・【水】水道・【消】消防・【清】清掃・【解】解体

#### 【添付書類】

- ◎年間委任状
- ◎委任先営業所が許可を受けている業種が確認できるもの  
建設業法第11条に基づく届出書の別表、営業所一覧(写)等

添付書類として、  
◎年間委任状  
◎営業許可業種確認資料が必要